

定住自立圏形成協定書

蕨市(以下「甲」という。)と弥彦村(以下「乙」という。)は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中心市宣言(定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)第4の規定によるものをいう。)を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、魅力ある定住自立圏を形成することを目的とする。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取り組みにおいて相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

(連携する政策分野及び取り組みの内容並びに役割分担)

第3条 甲及び乙が相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合う政策分野は、次に掲げるものとし、その取り組みの内容並びに役割分担は、別表のとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担)

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取り組みを推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する取り組みを推進するため、前項において規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続き又は人員の確保に係る負担並びに前

項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定の内容を変更しようとする場合は、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれの1通を保有する。

平成26年 9 月 3 0 日

甲 燕市吉田西太田1934番地

燕市

燕市長

鈴木



乙 西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地

弥彦村

弥彦村長

大谷



別表

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療・福祉

地域医療・福祉の環境整備	取り組みの内容	住民が安心して医療・福祉サービスを受けることができるよう、関係機関等との連携の強化を図り、地域医療・福祉体制の整備を推進する。
	甲の役割	(1) 地域医療・福祉に関する情報の集約及び乙との調整を実施する。 (2) 乙と連携して地域医療・福祉の推進に必要な事業を実施する。 (3) その他地域医療・福祉の環境整備に資する取り組みを実施する。
	乙の役割	(1) 甲への情報提供等を実施する。 (2) 甲と連携して地域医療・福祉の推進に必要な事業を実施する。 (3) その他地域医療・福祉の環境整備に資する取り組みを実施する。

(2) 産業振興

広域観光の促進	取り組みの内容	首都圏を中心とした観光PRなど、エリアの誘客増加のための取り組みにより、広域観光を推進する。
	甲の役割	(1) 広域観光に関する情報の集約及び乙との調整を実施する。 (2) 乙と連携して広域観光の推進に必要な事業を実施する。 (3) その他広域観光の推進に資する取り組みを実施する。
	乙の役割	(1) 甲への情報提供等を実施する。 (2) 甲と連携して広域観光の推進に必要な事業を実施する。 (3) その他広域観光の推進に資する取り組みを実施する。

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 地域公共交通

地域公共交通ネットワークの構築	取り組みの内容	地域公共交通のあり方に関する調査・検討及び地域公共交通の確保のために必要な事業の実施により、地域公共交通ネットワークを構築する。
	甲の役割	(1) 乙と連携して地域公共交通ネットワークの構築に取り組む。 (2) 乙及び関係機関との総合的な連絡調整を行う。 (3) その他地域公共交通ネットワークの構築に資する取り組みを実施する。
	乙の役割	(1) 甲と連携して地域公共交通ネットワークの構築に取り組む。 (2) その他地域公共交通ネットワークの構築に資する取り組みを実施する。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 中心市等における人材の育成

圏域職員 の育成	取り組み の内容	合同専門研修の実施により、職員の人材育成を図る。
	甲の役割	(1) 職務に係る専門研修を行うに際し、乙の職員に当該研修への参加の機会を設ける。 (2) その他職員の人材育成に資する取り組みを実施する。
	乙の役割	(1) 合同専門研修の企画立案及び運営に協力するとともに、職員を参加させる。 (2) その他職員の人材育成に資する取り組みを実施する。
外部人 材の確保	取り組み の内容	生活機能の強化に係る政策分野及び結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の取り組みに必要な圏域のマネジメント能力を強化するため、専門知識等を有する人材の確保に取り組む。
	甲の役割	(1) 政策分野の取り組みに必要な専門知識等を有する人材の確保に努める。
	乙の役割	(1) 政策分野の取り組みに必要な専門知識等を有する人材の確保に努める。